

子発0331第14号
令和2年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）について、本年4月1日に一部が施行されること等に伴い、今般、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部を別添のとおり改正し、同日より適用することとしたので、通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除き、特別区区長を含む。）に対して周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

雇児発第 0225001 号
平成 17 年 2 月 25 日
（改正経過）
雇児発第 0123002 号
平成 19 年 1 月 23 日
雇児発第 0314003 号
平成 20 年 3 月 14 日
雇児発第 0331034 号
平成 21 年 3 月 31 日
雇児発 0331 第 6 号
平成 22 年 3 月 31 日
雇児発 0331 第 46 号
平成 29 年 3 月 31 日
子発 0331 第 14 号
令和 2 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

このような多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確化や、円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要である。

このような背景を踏まえ、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 153 号）により、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として「要保護児童対策地域協議会」を法的に位置づけるとともに、その運営の中核となる調整機関を置くことや、地域協議会の構成員に守秘義務を課すこととされたところである。

地方公共団体は、この要保護児童対策地域協議会を設置することができることとされたところであるが、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持つ力を最大限に発揮することができるようにするためには、この要保護児童対策地域協議会の円滑な設置と適切な運営が図られることが必要不可欠である。

このため、今般、厚生労働省、警察庁、法務省及び文部科学省の関係局が連携して、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」を別添のとおり作成したので、この指針を踏まえつつ、地域の実情に応じて要保護児童対策地域協議会が設置・運営されるよう、その内容についてご了知いただくとともに、管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）並びに関係機関及び関係団体等に周知を図りたい。

特に、要保護児童対策地域協議会が実質的に機能するためには、関係機関との適切な連携が不可欠である。主な関係機関等の概要及び関係機関等の連携については、「市町村子ども家庭支援指針」（平成29年3月31日付け雇児発0331第46号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4章及び第5章のとおりであるので、当該指針を踏まえつつ、関係機関と適切な連携に努められたい。

なお、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」は、警察庁から各都道府県警察等へ、法務省から全国の法務局・地方法務局へ、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等へそれぞれ送付される予定であることを申し添える。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別添)

要保護児童対策地域協議会設置 ・ 運営指針

(目次)

第1章 要保護児童対策地域協議会の基本的な考え方	
1. 要保護児童対策地域協議会とは	P 3
2. 要保護児童対策地域協議会の意義	P 3
3. 児童福祉法における過去の改正経過	P 4
4. 支援対象者	P 6
5. 児童福祉法第10条の2に規定する市区町村子ども家庭総合支援拠点との関係	P 7
第2章 要保護児童対策地域協議会の運営方法等	
1. 設置主体	P 8
2. 構成員	P 8
3. 設置準備	P10
4. 公示	P12
第3章 要保護児童対策地域協議会の機能	
1. 業務内容	P13
2. 相談から支援に至るまでの流れ	P16
3. 関係機関に対する協力要請	P17
4. 関係するネットワーク等	P18
5. 支援の終結	P20
6. 転居への対応	P20
第4章 要保護児童対策調整機関	
1. 趣旨	P21
2. 調整機関の指定	P21
3. 調整機関の職員	P22
4. 調整担当者に求められる専門性	P23
5. 調整機関の業務	P23
6. 養育支援訪問事業等との関係	P25
第5章 守秘義務	
1. 趣旨	P25
2. 守秘義務の適用範囲	P25
3. 罰則	P26

第6章 支援対象児童等への対応上の留意事項	
1. 要保護児童について	P27
2. 要支援児童について	P27
3. 特定妊婦について	P28
4. 地域協議会における要支援児童等（特定妊婦を含む）に係る 適切な情報提供及び支援の周知について	P29
5. その他支援が必要な子どもについて	P29
第7章 その他	P30

第1章 要保護児童対策地域協議会の基本的な考え方

1. 要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

このような多数の関係機関等の円滑な連携・協力を確保するためには、運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化や、円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要であり、このような背景を踏まえ、平成16年に児童福祉法を改正し、支援対象児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を法的に位置づけた。

また、平成19年改正では、地方公共団体に対し、設置の努力義務が課され、平成20年改正では、支援対象を、養育支援が特に必要である子どもやその保護者、妊婦に拡大するとともに、調整機関に専門職の配置の努力義務が課されるなど、地域協議会の機能強化が順次図られ、更なる強化が平成28年改正及び令和元年改正で行われた。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

2. 要保護児童対策地域協議会の意義

地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。

- ① 支援対象児童等を早期に発見することができる。
- ② 支援対象児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が情報の共有を通し、課題を共有化が図られる。

- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、共有することが出来る。
- ⑤ 情報アセスメントの共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- ⑧ 関係機関等が分担をし合って個別の事例に関わることで、それぞれの機関の責任、限界や大変さを分かち合うことができる。

3. 児童福祉法における過去の改正経過

(1) 平成16年の児童福祉法の一部改正による改正

- 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童（児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、
 - ① 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化
 - ② 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要である。
- このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。
 - ① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う地域協議会を置くことができる。
 - ② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を指定する。
 - ③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- これらの改正により、
 - ① 関係機関のはざままで適切な支援が行われないといった事例の防止や、

② 医師や地方公務員など、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった関係者からの積極的な情報提供が図られ、要保護児童の適切な保護に資することが期待されている。

特に、地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

(2) 平成 19 年の児童福祉法の一部改正による改正

平成 16 年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられておらず、その附帯決議において、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」こととされていた。

平成 20 年 4 月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 73 号）による改正後の児童福祉法の規定により、地方公共団体に対し、地域協議会の設置が努力義務化された。この改正法の趣旨を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めていくこととなった。

(3) 平成 20 年の児童福祉法の一部改正による改正

地域協議会の設置が進んでいる一方で、市町村等の関係機関が関与しながら子どもが虐待により死亡するケースがあること、また、子ども虐待の発生予防の観点から、地域協議会が関与することにより、関係機関が連携して予防に向けた支援を実施できるよう、地域協議会の機能強化を図ることが必要である。このため、平成 20 年 11 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号。以下「平成 20 年児童福祉法改正法」という。）により、平成 21 年 4 月から、地域協議会における協議の対象を、養育支援が特に必要である子どもやその保護者、妊婦に拡大するとともに、その調整機関に児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置する努力義務が課された。

(4) 平成 28 年の児童福祉法の一部改正による改正

平成 28 年 5 月に、すべての子どもが健全に育成されるよう、児童の権利に関する条約に基づき、子ども虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、代替を含めた家庭での養育の原則等の措置を講ずることを内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）が成立し、地域協議会に関する以下の規定が設けられた。

○ 児童福祉法の「児童」の年齢を超えた場合において、その後の生活の見通しが何ら立っていないにも関わらず、機械的に措置を解除することとした場合、それまで行ってきた保護指導の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になる可能性がある。このため、自立のた

めの支援が必要に応じて継続されることが不可欠であることから、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすることとされた。

具体的には、

- ・ 児童相談所長は、一時保護が行われた児童について、20歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行うことができることとする
 - ・ 都道府県は、18歳以上20歳未満の者のうち、前述により一時保護が引き続き行われているもの等（以下「延長者」という。）について、施設入所等の措置を採ることができることとすること、
 - ・ 児童相談所長は、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの等（以下「保護延長者」という。）について、一時保護を行うことができることとすること、
- とされており、

地域協議会の支援対象である要保護児童についても、18歳以上20歳未満の延長者及び保護延長者（以下「延長者等」という。）を含めるとともに、その保護者についても、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含める（児童福祉法第25条の2第1項及び第2項）こととされた。

○ 市町村における地域協議会の調整機関は、児童相談所、警察、学校等の関係機関間の調整、協力要請や支援の進行状況の確認等の管理・評価、主たる支援機関の選定などの業務を担っている。しかしながら、実態として、関係機関の連携が十分でなく、個々のケースへの対応に漏れ等が生じ、結果として深刻な事態に至ったケースが指摘されており、地域協議会の機能を強化し、関係機関間の協力・連携を徹底することが必要である。このため、市町村の設置する地域協議会の調整機関への調整担当者の配置を義務化し、さらに当該調整担当者が責任を持って個々のケースに応じて調整を行い、実効ある役割を果たすために厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないこととされた（児童福祉法第25条の2第6項及び同条第8項）。

(5) 令和元年の児童福祉法の一部改正による改正

令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）により、令和2年4月から、関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこととされた。

4. 支援対象者

地域協議会の支援対象者は以下のとおりであり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

- ① 児童福祉法第6条の3第8項に規定する「要保護児童（※1）（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）」及びその保護者（※2）
- （※1） 児童福祉法第31条第4項に規定する「延長者」及び同法第33条第8項に規定する「保護延長者」を含む。
- （※2） 「延長者等」の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。
- ② 児童福祉法第6条の3第5項に規定する「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」及びその保護者（※2）
- ③ 児童福祉法第6条の3第5項に規定する「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」
なお、上記①、②、③を総称して「支援対象児童等」という。

第六条の三

- ⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。
- ⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

5. 児童福祉法第10条の2に規定する市区町村子ども家庭総合支援拠点との関係

平成28年児童福祉法等改正法において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの権利の保障、すなわち子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）」の整備に努めなければならないと規定された。

支援拠点は、地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、児童福祉法第 25 条の 2 第 5 項に基づく、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う調整機関を担うことが求められる。

なお、支援拠点の設置・運営に係る具体的な取扱いについては、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

第 2 章 要保護児童対策地域協議会の運営方法等

1. 設置主体

- (1) 地域協議会の設置主体は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）等も含まれる。
- (2) 地域協議会は、個別の支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じて複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、こうした複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

2. 構成員

地域協議会の構成員は児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。なお、主な関係機関等の概要については、「市町村子ども家庭支援指針」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 47 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第 4 章及び第 5 章を参照されたい。

また、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。

【児童福祉関係】

- ・市町村の児童福祉、母子保健、障害福祉等の担当部局

- ・児童相談所
- ・福祉事務所（家庭児童相談室）
- ・保育所
- ・児童養護施設等の児童福祉施設
- ・児童家庭支援センター
- ・里親会
- ・児童館
- ・放課後児童クラブ
- ・利用者支援事業所
- ・地域子育て支援拠点
- ・障害児相談支援事業所
- ・障害児通所支援事業所
- ・民生委員児童委員協議会、民生委員・児童委員（主任児童委員）
- ・社会福祉士
- ・社会福祉協議会

【保健医療関係】

- ・市町村保健センター
- ・子育て世代包括支援センター
- ・保健所
- ・地区医師会、地区産科医会、地区小児科医会、地区歯科医師会、地区看護協会、助産師会
- ・医療機関
- ・医師（産科医、小児科医等）、歯科医師、保健師、助産師、看護師
- ・精神保健福祉士
- ・カウンセラー（臨床心理士等）

【教育関係】

- ・教育委員会
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校
- ・PTA協議会

【警察・司法・人権擁護関係】

- ・警察（警視庁及び道府県警察本部・警察署）
- ・弁護士会、弁護士
- ・家庭裁判所

- ・法務局
- ・人権擁護委員

【配偶者からの暴力関係】

- ・配偶者暴力相談支援センター等配偶者からの暴力に対応している機関

【その他】

- ・ NPO法人
- ・ ボランティア
- ・ 民間団体

なお、平成 28 年児童福祉法等改正法により、支援を要する妊婦等に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他子ども又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子ども又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者が要支援児童等（支援を要する妊婦、子ども及びその保護者）と思われる者を把握した場合は、その旨を市町村に情報提供するよう努めることとされた（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項）ことを踏まえ、支援対象児童等について積極的に情報共有を行い、支援方策に係る協議を円滑に行うためにも、当該規定に掲げられた関係機関及び関係者に対して、地域協議会への積極的な参加を求めることが重要である。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

3. 設置準備

(1) 準備会、勉強会の開催

関係機関によって、地域協議会に対する期待やイメージは、当初ばらつきがあるため、地域協議会を設置させるには、事前に十分な協議、調整が必要となる。

なお、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。

このため、地域協議会の中心となる機関（事務局）による準備会や勉強会を開催し、地域協議会運営の骨格部分について協議、調整しておくことが必要である。

(2) 要綱の作成

児童福祉法上、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定めることとされており（児童福祉法第 25 条の 4）、地域協議会の設置に先立ち、この内容を関係機関等の間で協議、調整しておく必要がある。

また、この内容については、設置運営要綱等として文書化、制度化しておくことが適当である。

要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、次のような内容が考えられる。

① 目的

児童福祉法上、地域協議会は、支援対象児童等の適切な保護又は支援を図ることを目的とするものとされている。(児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項)

② 事業内容

児童福祉法上、地域協議会は、支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。(児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項)

③ 組織（構成員、調整機関等）

構成員については、上記 2 に例示した関係機関等に限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。任意団体（法人格を有しない団体）の構成員については、すべて個人の資格で参加することとなることに注意する。

なお、調整機関の具体的な役割については、第 4 章の 5 を参照されたい。

また、実務的な活動をする部会等の設置などを規定することも考えられる。

④ 運営

例えば以下のような事項を記載することが考えられる。

- ・ 会議の議事は、出席委員の過半数で決する旨
- ・ 代表者会議を定期的開催する旨
- ・ 必要に応じて個別ケース検討会議を開催する旨
- ・ 必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる旨

⑤ 守秘義務

構成員及び構成員であった者には、地域協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある。(児童福祉法第 25 条の 5) このため、地域協議会の構成員以外の者と連携を図る際には、この守秘義務との関係に留意した対応が必要である。守秘義務に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがある旨を記載する。(児童福祉法第 61 条の 3)

⑥ 事務局

地域協議会の庶務を担う機関名（調整機関）等を記載する。

⑦ その他

この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は別に定める旨を記載することが考えられる。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務

に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4. 公示

(1) 地方公共団体の長は、地域協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない(児童福祉法第 25 条の 2 第 3 項)。

(2) 具体的には、

- ① 地域協議会を設置した旨
- ② 当該地域協議会の名称
- ③ 当該地域協議会に係る調整機関の名称
- ④ 当該地域協議会を構成する関係機関等の名称等
- ⑤ 関係機関等ごとの児童福祉法第 25 条の 5 第 1 号から第 3 号までのいずれに該当するか(「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するか)の別)

を公示することが必要である。

(3) 調整機関に名簿を設置した場合には、個人資格での参加者(児童福祉法第 25 条の 5 第 3 号の資格で参加している者)については、「〇〇市長が指定する者」と公示することが可能であるので、原則として個人名を公示することのないようにすることが適当である。

また、

- ① 守秘義務を課せられている対象者を特定する必要があること
- ② 守秘義務は構成員及び構成員であった者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても保存しておく必要がある。

- (4) なお、「国又は地方公共団体の機関」又は「法人」以外の構成員（児童福祉法第25条の3第3号の資格で参加している者）は、すべて個人の資格で参加することとなり、任意団体の構成員という形で参加することはできないので、留意する必要がある。

第二十五条の二

- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第3章 要保護児童対策地域協議会の機能

1. 業務内容

- (1) 地域協議会は、支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児童福祉法第25条の2第2項）。
- (2) 地域協議会については、個別の支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、調整機関や地域協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される・具体的には、次のような三層構造が想定される。

① 代表者会議

- ・ 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
- ・ 関係機関等の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があつた場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。
- ・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - ア 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - イ 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

② 実務者会議

- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - ア すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等
 - イ 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
 - ウ 支援対象児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
 - エ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
 - オ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告
- ・ また、子ども虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあるため、市町村内におけるすべての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる支援機関をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行うことが適当である。

- 主担当機関：児童相談所又は市町村のうち、全体の進行管理の責任主体としての機関を指す。
- 主たる支援機関：支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う機関を指す。

- ・ なお、主たる支援機関の中でも警察署は、通報を受けて子どもの安全確認に対応する機関であり、地域協議会で登録されたケースを把握しておくことは安全確認時の判断に大きく資することとなる。このため、必要に応じて警察署の参画を求め、情報共有、意見交換等を行うことが求められる。

③ 個別ケース検討会議

- ・ 個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
- ・ 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。

- ・ 虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている子どもであつて、学校及び保育所（以下「学校等」という。）に在籍する子どもについては、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校等から当該子どもの出欠状況等の情報提供を受け、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、当該子どもの所属機関だけの評価ではなく、要保護児童対策地域協議会として状況把握及び対応方針の検討を行うことが適当である。

学校等から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け子発0228第3号、障発0228第3号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照されたい。
- ・ 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、支援対象児童等に対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当であり、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成するために、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求め、保護者に左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。
- ・ また、個別ケース検討会議への個別の支援対象児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者又は妊婦本人の理解を得ておくことが望ましいが、特に必要がある場合であつて、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。
- ・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
 - ア 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
 - イ 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
 - ウ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - エ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - オ ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
 - カ 実際の支援、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
 - キ 次回会議（評価及び検討）の確認
- ・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。
- ・ 個別事例ごとの関係機関等の役割分担については、それぞれの事例に関する個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは次のとおりである。
 - 主たる直接支援機能

- ・ 日常的に具体的な場面で支援対象児童等やその家族を支援する機関（者）
- ・ 子ども、保護者ともに同じ機関が支援を行うことや、複数の機関が子どもや保護者、妊婦に対して支援を行うことが考えられる。
- とりまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業を行う）
 - ・ 主たる支援機関等から要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。会議の招集の実務は地域協議会の調整機関が行う場合もある。
 - ・ 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。
 - ・ 主たる支援機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。
- ケース管理・調整機能
 - ・ 事例全体について責任を負い、進行管理を行う。
 - ・ 必要に応じて、立入検査や一時保護の権限を有する児童相談所と連携を図りながら対応することが適当である。

(3) 市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成員とし、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた確かな対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。

また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児、妊婦等も含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害、妊婦等の分科会を設けて対応することも考えられる。

(4) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取組を実施することが期待される。

2. 相談から支援に至るまでの流れ

個別の相談、通告から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと次のとおりとなる。(別添2参照)

- 相談、通告受理
 - ・ 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通告は支援拠点が集約する。
 - ・ 支援拠点は、相談、通告内容を相談・通告受付票（別添3参照）に記録する。
 - ・ 支援拠点は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団（学校・保育所等）、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。
- 受理会議（緊急受理会議）の開催
 - ・ 支援拠点が受理会議を開催し、相談・通告受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
 - ・ 受理会議は、事例に応じ参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
 - ・ 支援拠点が会議の経過及び結果を会議録に記載し保存する。
 - ・ 緊急の対応（立入調査や一時保護）を要する場合は、支援拠点が児童相談所に通告する。
 - ・ 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、支援拠点が個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。
- 調査
 - ・ 地域協議会において対応することとされた事例については、支援拠点が具体的な支援方針等の決定に当たり必要な情報を把握するため、関係機関等に協力を求め、必要な調査を行う。
- 個別ケース検討会議の開催
 - ・ 調整機関が、受理会議（緊急受理会議）で決定した参加機関を集め、個別ケース検討会議を開催する。
 - ・ 調整機関が、個別ケース検討会議において、支援に当たっての支援方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法、当該事例に係るまとめ役、次回会議の開催時期などを決定する。
 - ・ 調整機関が、会議の経過及び結果は、会議録に記入し、保存する。
- 関係機関等による支援
 - ・ 支援方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。
- 個別ケース検討会議における支援方針等の見直し、進行管理の終結
 - ・ 調整機関が、適時適切に子ども家庭支援に対する評価を実施し、それに基づき、支援方針等の見直しを行うとともに、地域協議会による進行管理の終結についてもその適否を判断する。

3. 関係機関に対する協力要請

- (1) こうした支援対象児童等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、地域協議会は、関係機関等に対

し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができ、関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないこととされている（児童福祉法第 25 条の 3 第 1 項及び第 2 項）。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

- (2) この協力要請は、地域協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から地域協議会に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と地域協議会の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課せられる地域協議会の構成員となることについても要請することが適当である。
- (3) なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられる。

- (4) また、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。（個人情報保護法第 16 条及び第 23 条）

しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童福祉法第 25 条の 3 に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと考えられる。

4. 関係するネットワーク等

- (1) 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 19 条第 1 項に規定する子ども・若者支援地域協議会との関係

地域協議会は、第 1 章 4 に掲げる支援対象児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図ることを目的としている。

一方で、子ども・若者支援地域協議会は、保護者の状況如何にかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（対象年齢は 30 歳代までを想定）に対する支援を行うものであり、地域協議会とは設置目的が異なる。

このため、子ども・若者支援地域協議会の設置によって、基本的には、地域協議会の運営に影響が生じるものではない。

ただし、地域協議会の対象である18歳未満の年齢層においては支援対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方の協議会の構成機関となることも考えられるため、両協議会の役割分担を明確にしつつ、地域協議会の支援対象である子どもが自立に必要な年齢に到達した場合の子ども・若者支援地域協議会へ適切に斡旋する等の連携・協力体制の確保に十分配慮されたい。

なお、子ども・若者支援地域協議会の設置・運営に係る具体的な取扱いについては、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）を参照されたい。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会との関係

相談支援事業所による障害児支援又は障害福祉サービスの利用計画の作成及びモニタリング等と、市町村及び地域協議会における支援方針・進行管理等に乖離が生じないためには、地域協議会の個別ケース検討会議を活用していく必要がある。

また、市町村においては、障害者総合支援法に基づく「（自立支援）協議会（以下「自立支援協議会」という。）」が設置されており、家族全体の困りごとを支援する観点から、この協議会と相互に連携した支援も必要である。

なお、自立支援協議会の設置・運営に係る具体的な取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日付け障発0328第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照されたい。

(3) その他のネットワークとの関係

少年非行問題を扱うネットワークとしては、地域協議会のほかに、学校・教育委員会が調整役となっているネットワークや、警察が調整役となっているネットワークも存在するが、これら3つのネットワークは、それぞれ、中心となって活動する機関やケースに取り組む際の視点・手法が異なっていると思われる。実際に少年非行ケースを扱う際には、ケースごとにその子どもが抱える問題に最も適切に対応できるネットワークを活用することが望ましいことから、地域協議会としても、日頃から、関係するネットワークとの連携・協力を努めるものとする。

なお、これら3つのネットワークの構成メンバーは重複する場合も少なくないと思われるため、地域の実情を踏まえつつ、運営の効率化を図るとともに、地域住民の利便性に資するものとなるよう適切に対応する。

また、各種の子育て支援事業を有効に活用し、子どもや家庭に適切な支援を行う観点から、利用者支援事業所と適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて、地域子育て支援拠点や児童館等の当該事業に関連する児童福祉施設等と十分連携して対応し、

継続した支援が行えるよう、有効な社会資源の一つとして活用することが求められる。

5. 支援の終結

支援拠点は、相談を終結する場合、その理由を明確にし、記録に残しておく（日時、構成員、終結理由・根拠等）とともに（終結判断の目安（例）参考）、児童相談所を含めた関係機関が連携して対応していたケースの場合は、終結の方針を決定する前に、担当者間で遅延なく連絡・協議するなど、情報を共有し合意形成を図ることが重要である。また、地域協議会の実務者会議を通じて、関係機関に漏れなく終結することを報告する。

支援拠点においては、ソーシャルワークの進行管理という意味からも、リスクアセスメントを行った上で一度終結し、新たに虐待等を疑わせる等の事実が出てきたら再度受理することも一つの方策である。

【要保護児童対策地域協議会による進行管理の終結判断の目安（例）】

- ① 虐待の疑いで、子どもの権利の観点から十分な調査した結果、支援の必要がないと判断したとき。
- ② 支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき（解決の他、軽減、緩和も含む）。
※ 「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が6か月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。
ただし、虐待の緊急度が最重度・重度ケースは継続管理、特定妊婦及び乳児のケースは最低でも3歳まで継続管理を行うとともに、子育て世代包括支援センターや子どもが所属する地域の各支援機関、並びに保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する場がある場合は、これらの関係機関に対し、子どもや家庭に気になる事象が発生した場合は、遅滞なく要保護児童対策地域協議会に相談・通告を行うよう依頼する。
- ③ 心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ、引継ぎ終えたとき。
※ 支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化したときには連絡を入れてもらい、再受理・対応ができる旨を伝える。
- ④ 管轄外への転居（情報提供を行い、当該の自治体等へ移管する）。
- ⑤ 子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎ終えたとき。
- ⑥ 養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき。
- ⑦ 子どもが死亡したとき。
- ⑧ その他（相談種別の変更など）。

6. 転居への対応

地域協議会において登録し、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、当該自治体の地域協議会に登録を依頼するなど確実にケースを移管する。

また、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残すべきである。

なお、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）においては、児童相談所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとし、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとされている。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第 4 章 要保護児童対策調整機関

1. 趣旨

多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う調整機関を置くこととした。

2. 調整機関の指定

地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する（児童福祉法第 25 条の 2 第 4 項）。

調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に係りの深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の子ども家庭相談体制の実情等による。

第二十五条の二

- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

3. 調整機関の職員

市町村の設置した地域協議会に係る調整機関には、厚生労働省令で定めるもの（以下「調整担当者」という。）を置くものとする（児童福祉法第25条の2第6項）。また、地方公共団体（市町村を除く。）の設置した地域協議会に係る調整機関には、調整担当者を置くように努めなければならない（児童福祉法第25条の2第7項）。具体的には、次のうちからいずれかの者を置くこととなる。

- (1) 児童福祉司たる資格を有する者
- (2) 児童福祉司に準ずる者として次に掲げる者
 - ① 保健師
 - ② 助産師
 - ③ 看護師
 - ④ 保育士
 - ⑤ 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
 - ⑥ 児童福祉施設最低基準第21条第6項に規定する児童指導員

平成28年児童福祉法等改正法において、調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受講しなければならない（児童福祉法第25条の2第8項、厚生労働省告示132号）とされた。

第二十五条の二

- ⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。
- ⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

当該研修のカリキュラム・到達目標については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月

31 日付け雇児発 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) を参照されたい。

なお、調整担当者については、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 29 年厚生労働省令第 38 号。)附則第 4 条により、当分の間、児童福祉司任用前講習会の課程を修了した者も調整担当者とすることができる。

附則第四条 法第二十五条の二第六項に規定する調整担当者については、第一条による改正後の児童福祉法施行規則第二十五条の二十八第一項及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、法第十三条第三項第五号に規定する厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者を調整担当者とすることができる。

4. 調整担当者に求められる専門性

調整担当者は、関係機関との協働や連携が必要であるため、以下のような専門性が必要である。

(1) 知識

- ・ 地域協議会を構成する関係機関等だけでなく、その他の機関も含めて、すべての関係機関が持つ機能や権限、限界
- ・ 地域協議会の各会議の意義や役割
- ・ 地域協議会の進行管理台帳への登録の意義や進行管理の方法

(2) 技術

- ・ 児童相談所と適切に協働、連携、役割分担ができる
- ・ 関係機関等の理解を得て協働できる
- ・ 適切な時期に個別ケース検討会議を開催でき、その場で一致した方針と役割分担ができる

(3) 態度

- ・ チーム内外の情報交換を頻繁に行う
- ・ 他機関及びその職員の専門性を尊重し、信頼関係を構築できる
- ・ 主担当がどの機関であるかにかかわらず、地域のケースマネージメントする立場を自覚
- ・ 関係機関等が役割分担に基づいた支援が継続できるように関係者を支え、ねぎらう

5. 調整機関の業務

- (1) 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第 22 条第 1 項に規定する子育て世代包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行う(児童福祉法第 25 条の 2 第 5 項)。

なお、地域協議会に登録している支援対象児童等の中には、子ども、保護者等の状況が急変し、危機状態に至る可能性が高く、支援の必要性

が生じることも考えられる。したがって、調整機関は、支援対象児童等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を定期的に確認し、当該状況を踏まえ、必要に応じて当該支援対象児童等に対する支援の内容の見直しが行われるよう、関係機関等との連絡調整を行う必要がある（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の27の2）。

第二十五条の二

- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

児童福祉法施行規則第二十五条の二十七の二

要保護児童対策調整機関は、法第二十五条の二第五項の規定により、同条第二項に規定する支援対象児童等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を定期的に確認し、当該状況を踏まえ、必要に応じて当該支援対象児童等に対する支援の内容の見直しが行われるよう、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

① 地域協議会に関する事務の総括

- ・ 協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・ 地域協議会の議事運営
- ・ 地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・ 個別ケースの記録の管理

② 支援の実施状況の進行管理

- ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・ 市町村内におけるすべての虐待ケース等について進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行う。

③ 関係機関との連絡調整

個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

(3) 関係機関等の協議に時間を要して、適時適切に子どもへの支援、保護等を行えない事態を回避するため、地域協議会において支援の方法、内容について協議が調わない場合には、必要に応じて、参加する1つの機関を主たる支援機関として指定する。

(4) 地域協議会が、構成員等を対象とした、各構成員の協働・連携・役割分担や地域協議会の活動の共通理解、支援スキルの向上を目的とした合同研修を調整機関が主体となって企画・実施することが望ましい。

なお、合同研修の実施に当たっては、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を用いるなど、工夫されたい。

6. 養育支援訪問事業等との関係

養育支援訪問事業と地域協議会の対象者の範囲は同じである。このため、養育支援訪問事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に係る他の支援機関との連絡調整等を行う中核となる機関（以下「中核機関」という。）と調整機関は十分な連携を取ることが必要である。ケース管理を効率的に行う観点から、可能な限り、中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。

なお、これら事業については、別途通知の「乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 0316001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 0316002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

第 5 章 守秘義務

1. 趣旨

地域協議会における支援対象児童等に関する情報の共有は、支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(児童福祉法第 25 条の 5)。

2. 守秘義務の適用範囲

(1) この守秘義務の適用範囲は、地域協議会を構成する関係機関等の種別に応じて、次のとおりである。

① 「国又は地方公共団体の機関」（児童福祉法第 25 条の 5 第 1 号）

ア 守秘義務の対象

当該機関の職員又は職員であった者

イ 具体的な関係機関等の例

- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体の児童福祉、母子保健、障害福祉等の担当部局
- ・ 児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター、保健所
- ・ 地方公共団体が設置する児童福祉施設等
- ・ 警察（警視庁及び道府県警察本部・警察署）、家庭裁判所、法務局
- ・ 教育委員会
- ・ 地方公共団体が設置する学校

② 「法人」（児童福祉法第 25 条の 5 第 2 号）

ア 守秘義務の対象

当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

イ 具体的な関係機関等の例

- ・ 医療機関の設置主体である医療法人
- ・ 児童福祉施設の設置主体である社会福祉法人
- ・ 私立学校の設置主体である学校法人
- ・ 社会福祉協議会（社会福祉法人）
- ・ 弁護士会
- ・ 法人格を有する医師会、産科医会、小児科医会、歯科医師会、看護協会、助産師会等
- ・ NPO法人

③ 「①、②に掲げる以外の者」（児童福祉法第 25 条の 5 第 3 号）

ア 守秘義務の対象

地域協議会を構成する者又はその職にあった者

イ 具体的な関係機関等の例

- ・ 里親
- ・ 民生委員児童委員協議会、民生委員・児童委員（主任児童委員）
- ・ 医師（産科医、小児科医等）、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士
- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ カウンセラー（臨床心理士等）
- ・ 人権擁護委員協議会、人権擁護委員
- ・ ボランティア
- ・ NPO（法人格を有しないもの）や任意団体の所属する者

(2) 市町村や都道府県といった地方公共団体、医療法人や社会福祉法人といった法人等の団体自体が地域協議会の構成員となった場合には、団体を代表して実務者会議等の会議に参加した者や、支援対象児童等の保護や支援を行っている児童福祉担当部局等に限らず、業務上直接的な関連を有しない部局等の職員にまで守秘義務が及ぶこととなる。

このため、児童福祉担当部局や教育委員会といった機関単位で構成員となることが適当である。

(3) また、法人格を有さない任意団体については、その会長のみが構成員になる場合は、当該団体の役職員は構成員とならないため、守秘義務がかからない。このため、このような場合は、当該任意団体の役職員すべてを、それぞれ個人として、構成員にすることが適当である。

3. 罰則

守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる（児童福祉法第61条の3）。

第6章 支援対象児童等への対応上の留意事項

1. 要保護児童について

(1) 地域協議会への登録及び関係機関と連携した支援

要保護児童には、子ども虐待の重症度が軽度以上の子ども、棄児等の保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当と認められる子どもが含まれる。

市町村が通告・相談により把握した要保護児童については、速やかに安全確認を行うとともに、①当該子どもの状況、保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等、要保護児童に至った経緯等に関する調査、②アセスメントの実施、③支援計画の作成、④支援及び指導等を行うこととなる。

子どもや保護者等との面接だけでは正確な情報の把握が困難な場合があるほか、市町村が把握している情報だけではリスクが低いと考えられる場合であっても、他の関係機関が保有する情報を勘案することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合もある。

また、要保護児童について在宅支援を行う場合は、児童相談所、警察等関係機関と緊密な連携を図り、子ども、保護者等の状況を注視し、必要な場合は、迅速な一時保護等の実施により安全を確保する必要がある。

以上のことから、市町村、児童相談所等が通告・相談により把握した要保護児童については、地域協議会に登録し、関係機関と連携を図りつつ、支援を行うことが必要である。

(2) 子ども虐待を受けたと思われる子どもへの対応

子ども虐待の通告・相談ケースについては、市町村、児童相談所、警察はもとより、日頃から子どもと接する機会の多い医療機関、児童福祉施設、学校等の関係機関と積極的に情報共有を行い、緊密な連携、役割分担等により支援を行うことが効果的である。

特に、「刑事事件として立件可能性があると考えられる重篤な事案」、「保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案」等については、児童相談所、警察等を中心とした関係機関と連携して迅速に安全確認を行い、複数の関係機関が連携し、継続して子ども、保護者等への支援を行う必要があるため、確実に地域協議会に登録し、実務者会議等において進行管理を行う。

なお、一部の市町村では、市町村及び児童相談所で把握した子ども虐待の通告・相談ケースについて、被害やリスク等の軽重に関係なくすべてのケースを地域協議会に登録し、実務者会議で進行管理を行っており、独自の工夫により地域協議会での積極的な情報共有を推進している。こうした取組については別添4のとおりであるので、各市町村においては、これを参考として、地域協議会の運営方法の見直し等を行い、関係機関との情報共有の一層の推進に取り組む必要がある。

2. 要支援児童について

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども（要保護児童を除く。）とその保護者は、学校、保育所等の児童福祉施設、医療機関等で把握されることが多いため、調整機関は、要支援児童とその保護者に関する情報提供が円滑になされるよう、地域協議会を活用し、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（雇児総発 1216 第 2 号ほか。以下「情報提供通知」という。）の別表 2 及び 3 を用いて、市町村の関係部署や関係機関に対して積極的な情報提供を依頼する。

また、情報提供通知の別表 2 及び 3 に基づき、関係機関等が要支援児童とその保護者を把握した場合は、市町村の関係部署に情報提供がなされることを踏まえ、調整機関は、以下のとおり対応する。

- ・ 要支援児童とその保護者について、関係機関が情報提供通知の別表 2 及び 3 に掲げた情報を把握した場合は、確実に集約し、情報共有を行う。
- ・ 特定の関係機関が把握している情報だけでは支援の必要性が低いと考えられる場合であっても、他の関係機関が保有する情報を勘案することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合もあるため、必要に応じて、関係機関が連携して支援等を行う子どもかどうかを判断して、地域協議会を積極的に活用し、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。
- ・ なお、関係機関から情報提供に関する説明が保護者等に行われていない場合においては、支援機関が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者等への説明内容や関わる時期等についても、地域協議会を活用しつつ事前に関係機関と協議を行う。

3. 特定妊婦について

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）は、市町村の母子保健担当の業務である「妊娠の届出及び母子健康手帳の交付」や医療機関への受診等で把握されることが多い。

調整機関は、特定妊婦に関する情報提供が円滑になされるよう、地域協議会を活用し、情報提供通知の別表 1 を用い、関係部署や医療機関を始めとする関係機関に対して積極的な情報提供を依頼する。

また、情報提供通知に基づき、関係機関等が特定妊婦を把握した場合は、市町村の関係部署に情報提供がなされることを踏まえ、調整機関は、以下のとおり対応する。

- ・ 関係機関等が情報提供通知の別表 1 に掲げた情報を把握した場合は、確実に地域協議会で情報共有を行う。
- ・ 特定の関係機関が把握している情報だけでは支援の必要性が低いと考えられる場合であっても、他の関係機関が保有する情報を勘案することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合もあるため、地域協議会を積極的に活用し、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。

- ・ また、養育支援訪問事業の導入など、妊娠期からの継続的な支援に積極的に取り組む。
- ・ なお、関係機関から情報提供に関する説明が特定妊婦に行われていない場合、市町村が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、特定妊婦への説明内容や関わる時期等についても、地域協議会を活用しつつ事前に関係機関と協議を行う。

4. 地域協議会における要支援児童等（特定妊婦を含む）に係る適切な情報提供及び支援の周知について

- (1) 調整機関は、関係機関を含めた個別ケース検討会議の積極的な開催や市町村の支援結果を関係機関に報告することなど、市町村の役割を関係機関に示し、支援の必要性と理解が深まる関わりや機会づくりを日頃から意識的に取り組むよう努める必要がある。
- (2) 調整機関は、関係機関に対し、改めて同意の有無に関わらず、情報提供が可能である根拠や背景を説明し、円滑な要支援児童等（特定妊婦を含む）に関する情報提供の運用に努める必要がある。

参考：児童福祉法第 21 条の 10 の 5 の規定と関係法令について

- ・ 公的機関・関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならない
- ・ 地方公共団体の公的機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならない
- ・ 当該情報提供は、児童福祉法の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではない

5. その他支援が必要な子どもについて

(1) 「状況確認ができない児童」への対応について

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスは、子どもの健康状態や保護者の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であると同時に、子どもの健やかな成長に欠かせないものであり、勸奨を実施したにもかかわらず自治体職員や関係機関による目視確認ができない児童は、虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、当該児童の状況確認を各市町村において定期的に実施することとなっており、当該

結果については、要保護児童対策地域協議会において、速やかに関係機関と情報共有を行うこととしているので留意されたい。

なお、当該児童の状況確認の詳細については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発0801第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を参照されたい。

(2) 一時保護又は施設入所等の措置が解除された子どもへの対応

子どもが施設や里親から家庭等に戻った場合でも、新しい関係性の構築が必要である。子どもがいない状況での生活に子どもが戻ることは家族関係に大きな変化をもたらす。分離されているときには一見良好に見える関係も、同居することによって様々な問題が生じ、中には取り返しがつかなくなることもさへある。措置解除後に自宅に戻った時期は非常に重要な時期と捉え、集中的に支援を行うべきである。

このため、児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等について、市町村は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、地域協議会の活用などにより、子どもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行う。

地域協議会の関係機関においては、子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるよう、子どもに対し相談や定期的な訪問等による子どもと保護者が新しい関係を構築する支援を行うとともに、家族等に対しても精神的な支援を行い、家族が抱えている問題の軽減化を図ることにより、子どもの生活環境の改善に努める。

また、平成28年児童福祉法等改正法により、都道府県知事は、子ども虐待を受けた子どもについて採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該子どもが一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該子どもの安全の確認を行うとともに、当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこととされた（児童虐待防止法第13条の2）ため、地域協議会を活用して、都道府県と連携を図りつつ、都道府県が行う子どもの安全確認、相談対応等の支援に協力することが求められる。

第7章 その他

地域協議会を設置していない地方公共団体（任意設置の虐待防止ネットワークを設置しているものを含む。）については、児童福祉法第25条の2第1項により、設置が努力義務とされている趣旨を踏まえ、地域協議会を設置（任意設置の虐待防止ネットワークからの移行を含む。）することが適当である。

また、地域協議会を構成する関係機関等の意識の共有を図る観点から、地域協議会において子ども家庭支援に関するマニュアル等を作成するなどの取組も有効であると考えられる。

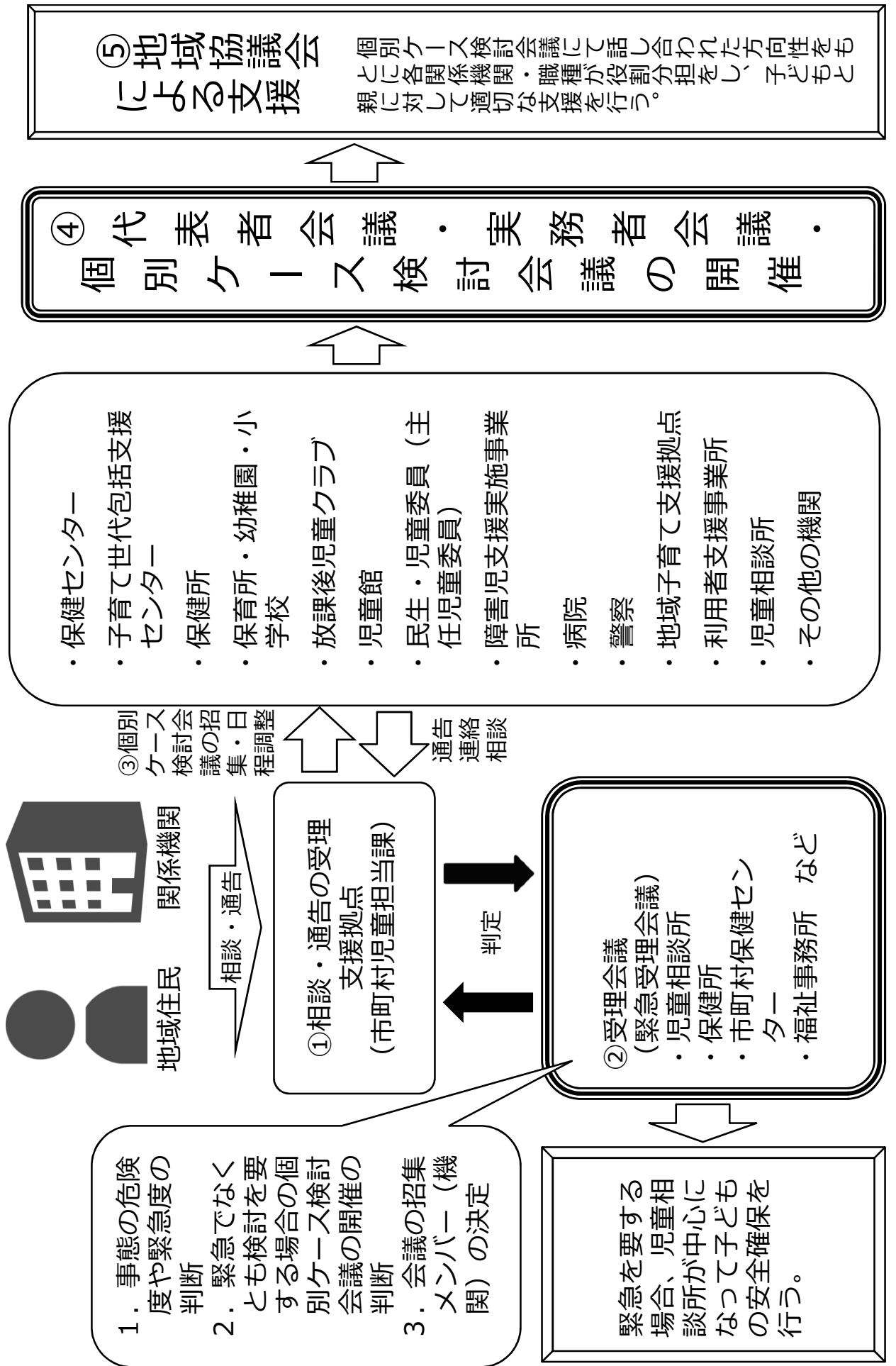
(別添1)

ケース進行管理台帳

番号	子ども氏名	生年月日 年齢	子どもの 所属	保護者 氏名・住所	相談 受理日	管理記録					備考	
							第1回	第2回	第3回	第4回		
						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
						会議日						
						主担当機関						
						状況等						

注)備考欄には、「支援の終結事由」「子どもや保護者等への説明内容」「終結年月日」を記載すること。

地域協議会のモデル的な実践例



(別添3)

虐待相談・通告受付票については、いずれの様式を使用しても差し支えない。

相談・通告受付票

聴取者 ()

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな 氏 名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況： 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな 氏 名		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
主 訴 (程度、期間など)			
子どもの状況			
子どもの生活歴、 生育歴など			
家庭の状況 及び 子どもの家庭環境		<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等 	
子どもの居住環境 及び学校、地域社 会等の所属集団の 状況			
支援に関する子ど も、保護者の意向			
過去の相談歴			
相談者	氏 名		
	住 所	電話	
	関係 (職業)	相談意図	保護・調査・相談
相談への対応 (緊急対応の要否))	
決 裁		年 月 日	

虐待相談・通告受付票

聴取者 ()

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況： 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな氏名		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
虐待内容		<ul style="list-style-type: none"> ・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふうに 	
虐待の種類		(主◎ 従○：身体的／性的／ネグレクト／心理的)	
子どもの状況		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の居場所： ・保育所等通園の状況： 	
家庭の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () ・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等 	
情報源と保護者の了解		<ul style="list-style-type: none"> ・通告者は 実際を目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない) 	
通告者	氏 名		
	住 所	電話	
	関 係	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・警察	
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談	
	調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当所からの連絡 (諾 ・ 否)	
通告者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・自機関で実態把握する ・その他 () 	
決 裁		年 月 日	

高知市要保護児童対策地域協議会での情報共有の取組

1. 経緯

- 平成20年2月、高知県南国市で、内夫(31歳)の暴行による男児(11歳)の死亡事件が発生。
- 関係機関における情報共有が不十分であったことを踏まえ、平成20年4月から、中央児童相談所及び県内の児童数の半分を占める高知市が虐待通告・相談等により受理した全虐待ケースについて、警察署、教育委員会等関係機関と情報共有を行う取組を実施。
- ※ 平成27年度まで中央児童相談所主催の会議で実施していたが、平成28年度より高知市要保護児童対策地域協議会で実施。

2. 取組の概要

- 高知市要保護児童対策地域協議会の「新規ケース連絡会」で、中央児童相談所及び高知市が前月に新規に受理した全ての虐待通告・相談ケースについて、資料(※別紙参照)を提供して関係機関と情報共有を実施。
 - (開催頻度) 1か月に1回実施。
 - (主な出席者) 中央児童相談所、高知県教育委員会、高知市(子ども家庭支援センター、母子保健課)、高知市教育委員会、警察署等
 - (ケース数) 中央児童相談所及び高知市合計で毎月30人～60人程度の新規受理ケースを情報提供。
 - (その他) 以前から支援を継続中のケースの把握については「実務者会議」で別途実施。
- 他の関係機関は、中央児童相談所及び高知市から提供されたケースについて関連情報を保有している場合は、「新規ケース連絡会」で情報交換を行う。
- ※ 「新規ケース連絡会」は関係機関における虐待ケースの早期の情報共有を主な目的としており、具体的な支援の内容に係る協議については、「個別ケース検討会議」で実施。

平成28年虐待通告（相談）受付台帳[4月分]（高知県中央児童相談所）

※ 実際の会議資料を参考に作成。

No	通告受理年月日	担当	児童							住所		保護者 保護者 氏名	虐待認定(最新)					備考
			児童 氏名	生年月日	年齢	通告時 年齢	性別	就学状況	学年	市町村	住所		主たる 虐待者	虐待者 氏名	虐待者生 年月日	主たる 虐待 種別	ランク	
1	H28.3.1	〇〇	〇〇	H.O.O.O	13	13	男	〇〇中	中 ₁	高知市	〇〇	〇〇〇〇	実父	〇〇〇〇	H.O.O.O	身体的	B	
2	H28.3.5	〇〇	〇〇	H.O.O.O	8	8	男	〇〇小	小 ₃	高知市	〇〇	〇〇〇〇	実父	〇〇〇〇	H.O.O.O	性的	A	
3	H28.3.10	〇〇	〇〇	H.O.O.O	2	2	女	〇〇保育 園	未就学	高知市	〇〇	〇〇〇〇	実母	〇〇〇〇	H.O.O.O	心理的	C	
4	H28.3.15	〇〇	〇〇	H.O.O.O	16	16	女	〇〇高	高 ₁	高知市	〇〇	〇〇〇〇	実母	〇〇〇〇	H.O.O.O	ネグレクト	D	

平成28年4月の「新規ケース連絡会」では、前月分に受理した全ての虐待通告・相談ケースをリスト化して情報提供

※ 高知市（子ども家庭支援センター）も同様の様式で、全ての虐待通告・相談ケースを「新規ケース連絡会」に情報提供。